

はじめに、学校の思いや考え方を基本方針の前文として記載します。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

－福井県いじめ防止基本方針より－

## 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人一人が互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (3) 本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、市、市教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

## 2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指します。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

### 3 いじめの防止等のための具体的取組み

#### (1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

##### ○道徳教育の推進

道徳の年間指導計画の中にいじめを題材とした教材を位置付け、いじめは決して許されるものではないという認識を子どもたちに持たせるとともに、いじめを許さない心情を深める授業を工夫し、人権意識の高揚を図ります。また、全ての教育活動において道徳教育を実践します。発達段階に応じた指導を計画的に行うことで、思いやりの心や認め合い学び合う心、感謝の心を育てます。

##### ○自己肯定感を高める教育

児童は、授業や休み時間、行事等学校生活のあらゆる場面において、他人とかかわる機会があります。その中で、自分が認められたという経験が、子どもたちを成長させます。また、児童の多面的な能力を引き出し、自己肯定感につながるような活動を増やし、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切に、児童同士が互いのよいところを認め合う人間力を高めます。

##### ○人権教育の推進

人権教育を計画的に進め、発達障害のある児童への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てます。

##### ○体験活動の推進

縦割り班での活動や、学年別に実施する集団宿泊学習や地域の人たちとの交流、ボランティア活動等を通して児童の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てます。

#### (2) 学校評価への位置づけ

○いじめの防止等のための取組み（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善に努めます。

##### ○評価項目（例）

###### 【教職員】

- ・児童の人権意識が高まるように心がけている。
- ・児童が自己肯定感を高め、自尊感情を育むように心がけている。
- ・学級通信等で、いじめ防止の取組みを児童や保護者に伝えている。
- ・児童や保護者が相談しやすい環境づくりに努めている。
- ・いじめを早期発見できるように、定期的にアンケートや面談を実施している。
- ・児童に不適切な言動があった場合、その場で注意・指導している。
- ・いじめの行為が疑われる場合、一人で抱え込まずに、速やかに学校の「いじめ対策委員会」に報告している。
- ・いじめに係る情報が学校の中で共有され、解消に向けて組織的に対処している。
- ・マニュアルや年間行動計画にしたがって適切に対応している。
- ・いじめ防止等について、校内研修に取り組んでいる。

### 【児童】

- ・いじめの行為を見聞きした場合、速やかに先生や保護者等に伝えることを心がけている。
- ・学校（先生）は、悩みや不安を相談しやすい。
- ・学校以外にも相談できるところがあることを知っている。
- ・アンケートや面談を通して、悩みや不安を先生に伝えている。

### 【保護者】

- ・学校は、子どもの気がかりなことを相談しやすい体制を整えている。
- ・学校は、自校の教育相談担当者を含め、複数の相談機関を紹介している。
- ・学校は、いじめ防止等のための取組みを、学校ホームページや学級通信等で、児童や保護者に伝えている。
- ・学校は、アンケートや面談を定期的実施する等、子どもの不安等を把握する取組みを行っている。

## (3) いじめの未然防止

### ○自ら学ぶ意欲を高める学習面の工夫・改善

子どもが満足感ややる気、自己肯定感を持てるわかりやすい授業づくりを目指します。

### ○授業改善

すべての児童にとって、分かりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、児童が楽しく学べる教育に努めます。

### ○学級経営の改善と充実

子どもと向き合う時間を増やし、子どもの気持ちをより理解することが大切です。そうすることで、学級経営の充実を図ります。また、Q Uアンケート等を実施し、学級の実態を把握して、よりよい学級作りの一助とします。

### ○心豊かにする情操教育

朝読書などで、読書を奨励します。また、隔週1回、図書ボランティアによる「読み聞かせ」を行い、心豊かな児童の育成に努めます。

### ○開かれた学校

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。

### ○「いじめ対策委員会」の設置

いじめ対策について、指導の方策を協議し、具体的な活動を計画、実践します。

### ○いじめの起きない学校・学級づくり

縦割り班活動や異年齢交流活動を行い、児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や児童が主体となって互いに認め合い励ましあう「絆づくり」を進めます。

### ○児童の主体的活動の充実

学級活動や児童会活動等を活用して、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取組みを推進します。

#### ○ポジティブ教育

教育活動全般を通して、達成感を味わう場を設定し、児童の自己肯定感を高める取組み、他の児童の良さを認める取組みを推進します。

#### ○インターネットや情報機器に関する指導

インターネットや情報機器（スマートフォン・携帯電話・タブレット・ゲーム機等）の利用について、学校独自のルールづくりを通して、児童や保護者が危険性や注意点等を考える機会を設け、保護者に対しても家庭でのルールづくり等の啓発を行います。また、国の「教育の情報化に関する手引き」等を活用し、情報モラル教育の充実に努めます。

#### ○特に配慮が必要な児童への支援

以下の児童を含め、特に配慮が必要な児童について、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。

- ・発達障害を含む、障害のある児童
- ・海外から帰国した児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
- ・東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童

#### ○SOSの出し方に関する教育

現在起きている危機的状況、又は今後起こり得る危機的状況に対応するために、適切な援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出す）ができるための教育を、学級活動や体育（保健）等の学習と関連させ、全ての学年において1単位時間以上実施します。子どもが悩みを抱えたときに助けを求める等の指導は、全校集会や学級活動、相談窓口連絡先の周知時などにも、全ての児童を対象に、毎年繰り返し実施します。

### （4）いじめの早期発見

#### ○積極的ないじめの認知

子どもと向き合う時間を増やすことで、児童の表情やしぐさなどをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努めます。

#### ○自己チェック・アンケートの活用

児童が日々の生活を振り返るための自己チェック（心のアンケート）や生活アンケートを行い、それを学級担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努めます。

#### ○教育相談体制の充実

学級担任による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取り適切な助言をし、学級全体への働きかけにより、日頃から話しやすく好ましい人間関係の構築を図ります。また、養護教諭等の協力を得るなど、子どもが話しやすい環境を作ります。

○いじめに係る情報の記録

いじめに係る情報を適切に記録します。

○家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするるとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

○いじめ対策委員会への報告

いじめを発見し、または相談を受けた場合、速やかにいじめ対策委員会に報告し、情報を共有します。

(5) いじめの事案対処

○「いじめ対応サポート班」による対応

特定の教職員で抱え込まず速やかに情報を共有するとともに、「いじめ対応サポート班」を立ち上げ、事実を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童を守ります。

○事実関係の把握

迅速な聴き取りを行い、客観的事実を把握し、いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保します。

○被害・加害児童への対応

いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保するとともに、適切な指導を行います。また、いじめた児童に対しては、事情確認後に適切な指導を行い、心情などを聴き取るとともに、適切な指導を行います。

なお、わかったことは教員間で情報を共有化し、迅速な対応を図ります。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じます。

○警察との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合や重大な被害等が生じる恐れがある場合は、直ちに警察に連絡し連携して対応します。

(6) いじめの解消

○いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。

① いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。この相当期間とは少なくとも3か月を目安とする。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。

被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

(7) いじめによる重大事態への対処（「いじめ防止対策推進法」第23条に基づく義務）

○いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（30日間を目安とする）」があるときは、国のいじめ防止基本方針やガイドライン等にしたがって、次の対処を行います。

- ・重大事態が発生した旨を、市町教育委員会を通じて地方公共団体の長に速やかに報告します。
- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市町教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- ・市町が調査主体になる場合は事実関係を明確にするための調査に協力します。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的（月1回以上）に開催します。

（構成員）校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、学年主任

教育相談コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー

- （活動）
- ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
  - ・「思いやりや助け合いの心をもって行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
  - ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
  - ・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
  - ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
  - ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
  - ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
  - ・学校におけるいじめ問題への取組の点検
  - ・教職員、児童、保護者等に対し、学校いじめ防止基本方針について周知
  - ・いじめの認知
  - ・「いじめ対応サポート班」の設置
  - ・教育委員会や関係機関等との連携
  - ・学校評価への位置づけ、および学校いじめ防止基本方針に基づく取組みの点検
  - ・学校いじめ防止基本方針の見直し

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじ

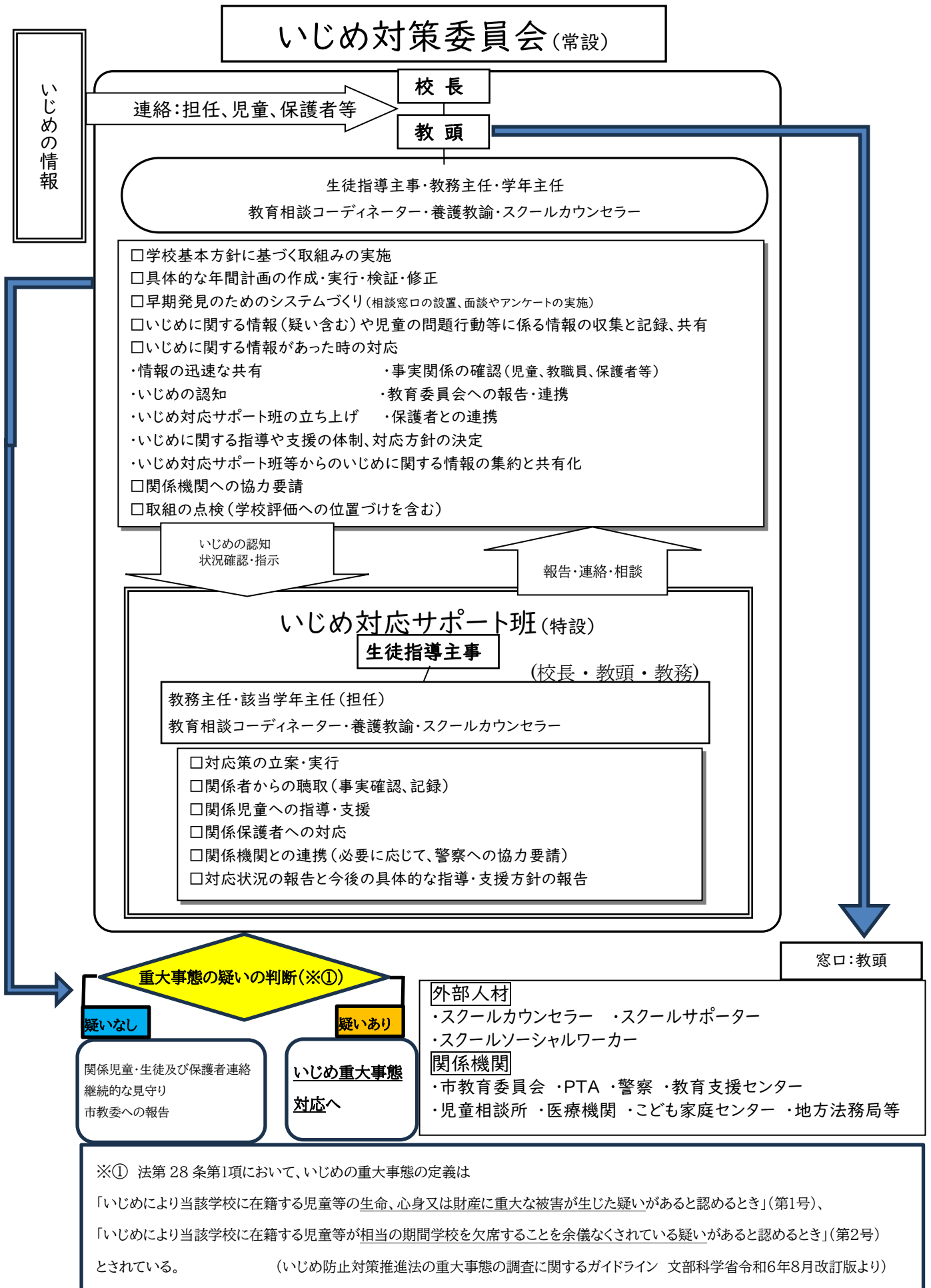
めの早期解決に向けた取組みを行います。

(構成員) 生徒指導主事、教務主任、該当学年主任、該当学年担任、養護教諭  
教育相談担当、教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー

- (活動)
- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
  - ・個別面談や関係者からの聴取等による情報収集
  - ・被害児童やその保護者への継続的な支援
  - ・加害児童への指導やその保護者への説明
  - ・保護者や地域との連携
  - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材や、警察や児童相談所等との連携
  - ・いじめ対策委員会への報告、連絡、相談

(3) 組織図 【様式2】 p.8 参照

5 いじめ対策の年間行動計画 【様式3】 p.9～p.12 参照



	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
4 月	<p><b>いじめ対策委員会</b> ・指導方針確認 ・年間計画策定 ↓ <b>職員会議</b> ・いじめ対応マニュアル確認 ・年間計画周知 ・教員の意識点検 ↓ <b>PTA総会</b> ・保護者向け啓発</p> <p><b>いじめ対応サポート班</b> ・起きたときに即対応</p>	<p>・1～6年 登下校時・生活における交通安全</p> <p><b>交通安全教室</b></p> <p><b>縦割り活動計画</b> ・リーダー育成</p> <p>縦割り班(きらきら団)結成・活動スタート(清掃等) ・自主的な活動・絆づくり・リーダーの存在感</p> <p>児童集会 ・自主的な活動・絆づくり・リーダーの存在感</p> <p>いじめの自己チェック(心のアンケート) アンケート調査→報告</p>					
	5 月	<p>読み聞かせ(隔週1回・通年) ・心豊かな児童の育成</p> <p>生活アンケート調査</p> <p>教育相談週間</p> <p><b>クラス内握手会</b></p> <p><b>野菜作り</b></p> <p><b>体育大会計画</b> ・チームのコミュニケーション育成 ・応援など自主的な計画</p> <p>体育大会 ・絆を強める(応援合戦、全校種目等)</p> <p><b>いじめ対策委員会</b> ・定期的に状況把握</p>					
		6 月	<p><b>企画委員会</b> ・授業改善 ・学習規律</p> <p>子どもの居場所、絆づくりを意識した授業の在り方を公開授業の形式で全員が実施</p> <p><b>自転車教室</b></p> <p>地区体育祭参加</p> <p><b>校内握手会</b></p> <p><b>町探検</b> ・グループ活動</p> <p><b>宿泊学習</b> ・絆づくり ・自主的活動</p> <p><b>夢教室</b> ・絆づくり</p> <p>学校公開 ・保護者への公開授業</p> <p>QUの実施</p>				
	<p><b>いじめ対策委員会</b> ・定期的に状況把握</p>						

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
7月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">                     保護者会 ・情報や意見収集                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ・取り組み評価 アンケート分析                 </div>	取り組み評価アンケート調査(意識調査1回目)					
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">                     児童集会 ・自主的な活動・絆づくり・リーダーの存在感                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">                     SOSの出し方に関する授業                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">                     ひまわり教室 ・社会及びネットのルールを学ぶ                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                     北海道遠別小学校との交流 ・他地域の児童との絆を深める                 </div>					
8月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握                 </div>	家庭訪問週間 ・クラスや地域の子どもの状況も把握					
		家庭での読書					
9月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">                     いじめ対策委員会 ・情報共有 ・2、3学期の計画                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握                 </div>	各種体験学習 ・グループ・班活動				福祉体験 ・体の不自由な人、高齢者の生活を知る。	
		修学旅行 ・自主的計画・運営 ・コミュニケーション活動の工夫					
		いじめの自己チェック(心のアンケート)					

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
10月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握</div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">収穫祭 ・パン作り</div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">福祉体験 ・体の不自由な人、高齢者の生活を知る。</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">スポーツフェスティバル ・絆づくり ・他校との交流</div>	
		生活アンケート調査					
11月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">企画委員会 ・授業改善 ・学習規律</div> <p>子どもの居場所、絆づくりを意識した授業の在り方を公開授業の形式で全員が実施</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>人権教育の推進 ・人権週間</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握</div> </div>	教育相談週間					
		学習発表会					
		<p>・道徳の時間の人権教育 ・全校朝礼で人権週間の意義を知る</p>					
		<p>なかよし集会 ・自主的な活動 ・絆づくり ・リーダーの存在感</p>					
12月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">保護者会 ・情報や意見収集</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ・取り組み評価アンケート分析</div> </div>	取り組み評価アンケート調査(意識調査2回目)					

[1~3月]

神山小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
1月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">いじめ対策委員会</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的に状況把握</li> </ul>			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">昔のくらし や戦時中 の話を聞 く</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">福祉体験 ・体の不自 由な人、高 齢者の生活 を知る。</div>		
		いじめの自己チェック(心のアンケート)					
2月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">いじめ対策委員会</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的に状況把握</li> </ul>	縦割り班活動 ・思いやる心、自己有用感					
		学年別なわとび記録会(高学年は低学年の計測もする) ・思いやる心、自己有用感、感謝する心					
3月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">いじめ対策委員会</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取り組み評価アンケート分 析</li> <li>・本年度のまとめ</li> <li>・来年度の課題検討</li> </ul>	取り組み評価アンケート調査(意識調査3回目)					
		縦割り班活動 6年生を送る会 ・感謝の心、次学年への自覚					